

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県稲敷市長

公表日

令和8年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと応援寄附金ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	ふるさと応援寄附金について、地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと応援寄附ワンストップ特例)の適用を求める寄附者からの申請を受け、申請情報を保管し、当該寄附者の住所地の市区町村長に対し、その情報を通知する。
③システムの名称	ふるさと納税管理システム、ふるさと納税do、e-ninshoオンライン申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと寄附金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項及び第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・地方税法附則 第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市長公室 特定事業推進課
②所属長の役職名	特定事業推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	稲敷市役所 総務課・特定事業推進課 〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 電話 029-892-2000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	稲敷市役所 特定事業推進課 〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 電話 029-892-2000
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	令和6年度は、オンライン申請受付の導入している。これにより、手作業が介在する申請数が減少され、人為的ミスが発生するリスクを対策している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ふるさと納税管理システム・ふるさと納税do、e-ninshoオンライン申請管理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードまたはパスワードによって限定されている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②事務の概要	ふるさと応援寄附金について、地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金	ふるさと応援寄附金について、地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税	事後	
	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	政策企画課長 松田 治久	政策企画課長	事後	評価書様式の変更
	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課・政策企画課 電話029-	事後	
	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 政策企画課 電話029-892-2000	事後	
	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
	IV リスク対策	※項目なし	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和5年4月20日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	ふるさと納税システム	ふるさと納税管理システム、エクセルファイル	事後	
令和5年4月20日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和5年4月20日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	政策調整部 政策企画課	地域振興部 まちづくり推進課	事後	
令和5年4月20日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	政策企画課長	まちづくり推進課長	事後	
令和5年4月20日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課・政策企画課 電話029-	稲敷市役所 総務課・まちづくり推進課 〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 電	事後	
令和5年4月20日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 政策企画課 電話029-892-200	稲敷市役所 まちづくり推進課 〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 電	事後	
令和5年4月20日	II 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和5年4月20日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和5年4月20日時点	事後	
令和5年4月20日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和5年4月20日時点	事後	
令和7年1月10日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	ふるさと納税管理システム	ふるさと納税管理システム、ふるさと納税do、e-ninshoオンライン申請管理システム	事後	
令和7年1月10日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月20日時点	令和7年1月10日時点	事後	
令和7年1月10日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月20日時点	令和7年1月10日時点	事後	
令和7年1月10日	IV 4. 人手を介在させる作業	※項目なし	項目追加	事後	評価書様式の変更
令和7年1月10日	IV 11. 最も優先度が高いと思われる対策	※項目なし	項目追加	事後	評価書様式の変更
令和8年3月27日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	地域振興部 まちづくり推進課	市長公室 特定事業推進課	事後	
令和8年3月27日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	まちづくり推進課長	特定事業推進課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月27日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	稲敷市役所 総務課・まちづくり推進課 〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 電話 029-892-2000	稲敷市役所 総務課・特定事業推進課 〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 電話 029-892-2000	事後	
令和8年3月27日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	稲敷市役所 まちづくり推進課 〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 電話 029-892-2000	稲敷市役所 特定事業推進課 〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 電話 029-892-2000	事後	